



しょうがく 奨学のための給付金 きゅうふきん こうこうせいとう しょうがくきゅうふきん ～高校生等奨学給付金～

返済不要です

- **道府県民税・市町村民税所得割額が非課税であるなど、要件を満たされる方に授業料以外の教育費を支援するため「奨学のための給付金」を給付します。**
※授業料を支援する「就学支援金制度」とは別の制度です。

【給付額について】

教育課程や扶養されている子どもの人数等により給付額が異なります。

給付区分	課程	給付額(1人当たりの年額)
生活保護受給世帯のうち 生業扶助受給世帯	全日制、定時制、通信制	32,300円
所得割額非課税世帯	全日制、定時制	143,700円
所得割額非課税世帯	通信制	50,500円
所得割額非課税世帯	専攻科	50,500円
世帯区分2、世帯区分3	専攻科	10,100円



※ 高校生等1人ごとに申請できます。たとえば、1世帯に第1子の高校生等1人、第2子以降の高校生等2人いる場合、3人申請すれば、3人分の合算額を給付します。

給付金を受けるための要件

「奨学のための給付金」は、令和7年7月1日現在で以下の要件を満たす者。

- **保護者(親権者)のいずれも「道府県民税・市町村民税所得割額」が非課税であること。**

- **専攻科に在学する生徒については以下の世帯も対象。**

保護者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計等が以下の基準を満たす者(家計急変による経済的理由から、以下の世帯区分に相当すると認められる者を含む。)

世帯区分2 105,500円未満である世帯(世帯区分1を除く)

世帯区分3 264,500円未満であり扶養する子が3人以上いる世帯(世帯区分1及び2を除く。)

- **保護者(親権者)が「山口県内」に在住していること。**

● 保護者(親権者)が山口県に在住、生徒が山口県の学校に通学している場合

山口県に申請

● 保護者(親権者)が山口県に在住、生徒が他県の学校に通学している場合

山口県に申請

● 保護者(親権者)が他県に在住、生徒が山口県の学校に通学している場合

※保護者が在住する
都道府県に申請

※ 山口県以外の都道府県へのお問合せ先は、
文部科学省のホームページをご確認ください。
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)

裏面に続く

家計急変世帯への給付について

◆ 家計急変により保護者等の収入が激減した世帯に対し、所得割額非課税世帯と同様の給付を行います。

給付金を受けるための要件

● 家計急変(災害等に起因しない離職(定年退職など)等を除く)により、保護者の収入が激減し、「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯であること。

● 保護者(親権者)が「山口県内」に在住していること。

給付額

表面「給付額について」 所得割額非課税世帯の該当給付区分による給付額になります。
ただし、7月以降に家計が急変し、申請があった場合は、申請日等に基づき算定した月割り額を給付します。

申請にあたっての留意点

- ・令和7年度道府県民税・市町村民税所得割額が非課税である世帯については、家計急変世帯に該当しません。(既に給付金(表面)の給付対象者です。)
- ・申請時に家計急変の発生事由を証明する書類(離職証明書、廃業届等)、家計急変前後の収入を証明する書類(給与明細等)等の提出が必要です。

申請時期と給付時期

確認用フローチャートで
御確認ください

- 給付金を受けるための要件に該当される方は、申請書に必要事項を記載の上、令和7年7月末日まで学校に提出してください。
※提出期限について学校で別に定めのある場合は、学校の指示に従ってください。
- 申請書類を学校に提出いただいた後に、山口県教育庁で審査を行います。審査結果は、保護者等の御自宅、または学校にお送りします。
- 給付を決定した方への給付金は、令和7年12月頃に保護者(親権者)の方の口座に振り込む予定です。

問い合わせ先

山口県教育庁教育政策課 総務管理班 (083-933-4510)

～フローチャートの前に（よくある質問）～

Q1：「道府県民税・市町村民税所得割が非課税」とは、何で確認できますか。

A1： 令和7年度課税証明書等（令和7年6月頃市町村から発行される課税証明書、特別徴収税額決定通知書、市町村民税納税通知書等）で確認できます。
均等割が課税であっても、所得割額が0～99円であれば所得割非課税です。

市 民 税	所得割額	0	県 民 税	所得割額	0	← この欄を確認してください
	均等割額	3,500		均等割額	2,000	

Q2：同一世帯に所得割課税の者がいた場合、給付金の対象とはならないのですか。

例）祖父、父、母、兄、高校生の5人家族で、父母は非課税、兄は課税

A2： 高校生の保護者（親権者）全員の課税状況で判断します。
例の場合、親権者である父、母いずれも非課税であれば、祖父や兄が課税であっても給付金の支給対象となります。

● 確認用フローチャート

